

5

3階建て建物への直結直圧給水

5 3階建て建物への直結直圧給水

1 解説

3階建て建物への直結直圧給水の設計及び施工並びに維持管理等に関し必要な事項を定め、フレッシュ給水の普及を図る。

2 適用要件

- (1) 直結直圧給水は、3階建て以下の一戸建専用住宅(二世帯住宅を含む)、共同住宅及び事務所等とする。
- (2) 分岐が可能な配水管口径は75mm以上とする。ただし、一戸建専用住宅及び事務所等(分岐する給水管の口径が25mmの場合)で水利計算により3階の末端水栓にて給水が可能であると認められる場合において、「75mm」とあるのは「50mm」と読み替えることができる。
- (3) 配水管の最小動水圧が0.245Mpa以上であること。ただし、水利計算により3階の末端水栓にて給水が可能であると認められる場合において、「0.245Mpa」とあるのは「0.196Mpa」と読み替えることができる。
- (4) 配水管から分岐可能な給水管口径は、配水管口径の1ランク以下の口径とする。
- (5) 給水できる高さは、最高給水部が分岐道路面より8m以下とする。ただし、第4章14に規定する水利計算により末端水栓にて給水が可能である場合は、この限りではない。

3 給水装置の構造

給水装置は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 給水装置の設置は、1敷地につき2箇所までとする。
- (2) メーター口径は一戸建専用住宅、共同住宅においては25mm以上とする。ただし、第4章14に規定する水利計算により末端水栓にて給水が可能である場合は、この限りではない。
- (3) 各階メーター格納庫(以下「PS」という。)内にメーターを設置する共同住宅等においては、同章3(2)の規定について20mm以上と読み替えることができる。
- (4) 事務所等については給水管口径決定計算書及び水利計算書により、メーター口径を決定する。
- (5) メーターから各階までの配管口径は、一戸建専用住宅、共同住宅においては25mm、各階PS内にメーターを設置する共同住宅等においては20mm以上を原則とし、メーター口径に準ずる。
- (6) 共同住宅等で立ち上がり管が複数となる場合は、原則として1階PS内立ち上がり管に第2仕切弁を設置する。

4 事前協議

- (1) 3階建て建物への直結直圧給水を行う場合は、あらかじめ3階建て建物への直結直圧給水協議書(指針第33号様式)を管理者に2部提出し、事前協議を行うものとする。

- (2) 3階建て建物への直結直圧給水協議書には、次に掲げる図書を添付するものとする。
- ア 案内図
 - イ 配置図・断面図等
 - ウ 給水管系統図(平・立面図)
 - エ 給水管口径決定計算書(専用住宅、共同住宅等は除く)
 - オ 配水管の自記録水圧測定表
 - カ PSの平・立面図
 - キ 3階建て建物への直結直圧給水に係る誓約書(指針第34号様式)
 - ク その他必要とする図書
- (3) 3階建て建物への直結直圧給水の申込みは、事前協議の結果に基づき設計を行い、給水装置工事の申し込みを行うものとする。
- (4) 事前協議の内容に変更があった場合は、再協議を行い、改めて承諾を得るものとする。
- (5) 事前協議審査の結果、適合と認めた場合は3階建て建物への直結直圧給水承諾書(指針第35号様式)を交付する。

5 給水戸数

共同住宅等における給水管口径ごとの給水戸数は表5-1のとおりとする。ただし、共用栓は戸数に含まないものとする。

表 5-1…給水管口径別給水可能戸数表

分岐口径(mm) (3階直結給水)	給水可能戸数	
	ファミリータイプ	ワンルームタイプ
Φ75	24戸	33戸
Φ50	9戸	12戸
Φ40	6戸	9戸
Φ25	1戸	1戸

6 配管上の留意事項

- (1) 配水管から分岐した給水管には、敷地内の道路境界付近に第1止水栓(50mmまではボール式止水栓、75mmはソフトシール仕切弁)を設置する。
- (2) 企業団が指定する給水管及び給水用具の分岐点は、第1止水栓とする。ただし、1つのメーターで給水する場合は、分岐点をメーターとする(図3-1及び図3-2)。
- (3) 配水管分岐部から上記分岐点までの給水管の管種は次のとおりとする。ただし、既設引込管を利用する場合は第4章に準ずること。
- (ア) 口径25mmは波状ステンレス鋼管又は高密度ポリエチレン管(外径34mm)、口径50mmは波状ステンレス鋼管又は配水用ポリエチレン管(JWWA)、口径75mmはダクタイル鋳鉄管(伸縮離脱防止継手)又は配水用ポリエチレン管(JWWA)とする。
 - (イ) 配水管の口径が50mm以上かつ管種が配水用ポリエチレン管の場合は、高密度ポリエチレン管(外径34mm)又は配水用ポリエチレン管(JWWA)とする。
- (4) PSの基準は下記のとおりとする。ただし、共同住宅用メーターユニットを設置する場

合は、有効スペース（内法寸法）について、企業団との協議によるものとする。

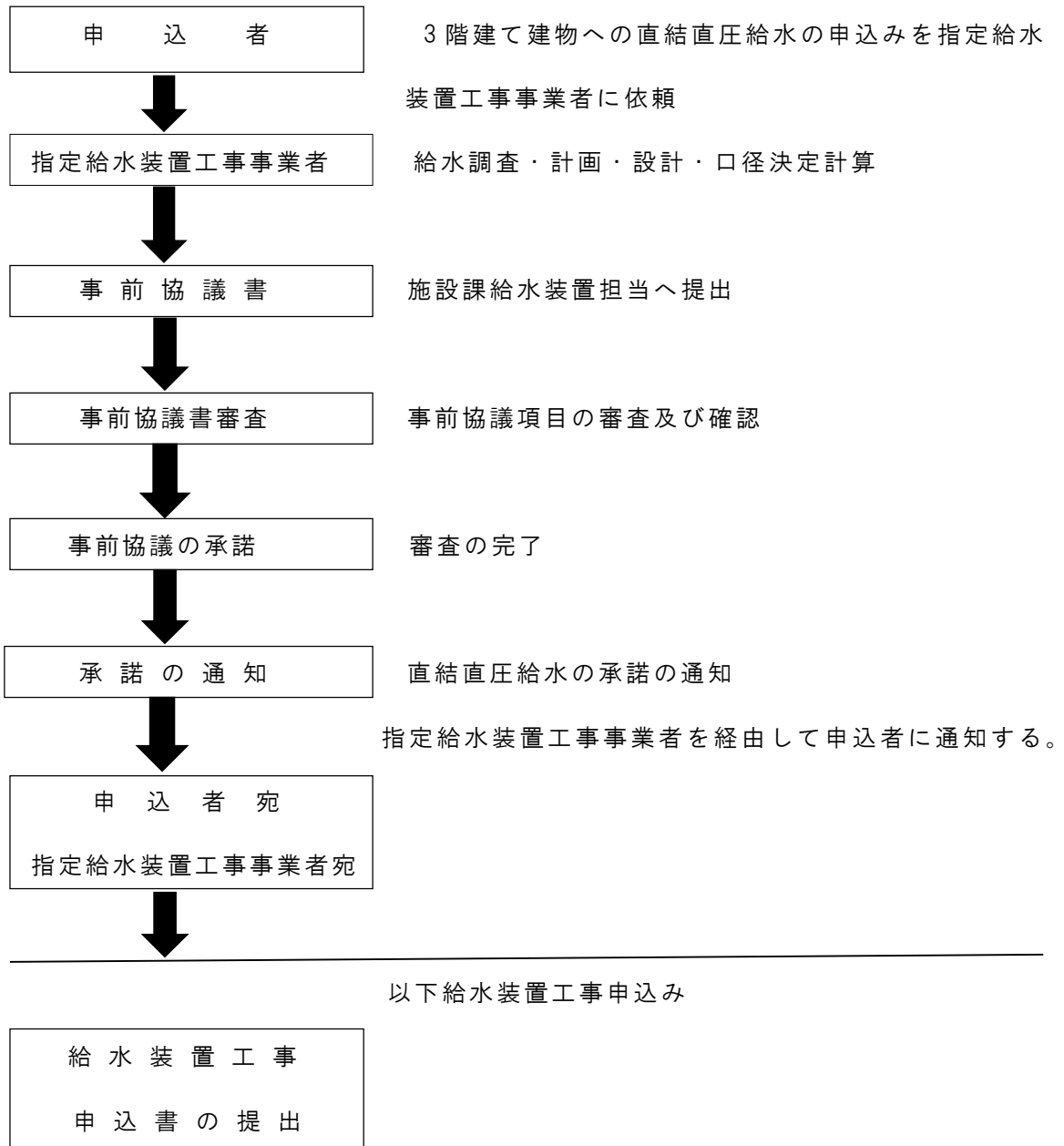
- ① 有効スペース（内法寸法）
 - ・ 1個設置の場合は、間口 600 mm、奥行 400 mm、高さ 500 mm以上
 - ・ 2個上下（ひな壇）設置の場合は、間口 600 mm、奥行 500 mm、高さ 700 mm以上
 - ・ 2個左右設置の場合は、間口 900 mm、奥行 400 mm、高さ 500 mm以上
（開口部の扉は、上記の間口・高さから共に 100 mm以内減したのものとする）
 - ② メーター前後の配管は、下記のユニットにて施工する。
 - ・ 共同住宅用メーターユニット
（JWWA 基本基準認証品 板パッキン・停水ハンドル仕様）
 - ③ PSの開口部は、共用スペース側(廊下等)とし、部屋内には設置しない。
 - ④ メーターは、開口部正面で、交換に支障が無いようなるべく低く、手前に設置する。
 - ⑤ メーターは発泡スチロールの保温カバー（検針が容易な開閉可能なもの）で覆い、配管についてはすべて保温材を用いて防寒措置をする。
 - ⑥ メーターの検針及び交換作業等に支障がないよう、メーターに保護カバーをした状態で、上部に 400 mm以上の空間を確保し、かつ空間部分には、ガス・電気・給湯等の配管、配線を行わない。また、ガスメーターとの離隔を 100 mm以上確保する。
 - ⑦ ガスメーターが設置されているときには、必ず防爆措置として開口部扉上下にガラリ等（100 cm²以上）の通気口を設ける。
 - ⑧ PS内に設ける自動排気弁については止水栓を設け、F Lより高さ 1,500 mm以上かつ最高給水部より高いこととする。
 - ⑨ PS内以外の箇所にメーター設置する場合、共用メーターの位置、配管等は企業団の指定のとおりする。
 - ⑩ 一次側のメーター直近止水栓に部屋番号、水道番号を記したプレートを付け、メーター保温カバー（下部分）前面には部屋番号、水道番号を記したラベルを貼付する。
- (5) 既設給水管を使用する場合は、既設給水管の概要(配管経路、管種口径、使用期間等)を十分把握し、所有者及び使用者の責任において行う。

7 その他

既存建物の3階直結直圧給水への切替えについては、この基準に定めるもののほか別に協議するものとする。

参考資料

3階建て建物への直結直圧給水のフロー図



メーカーユニット
日本水道協会 基本基準認証品

